

宝塚市議会 議会報告会

令和8年第1回（3月）定例会

総務常任委員会報告

報告者：総務常任委員会委員 森賀 宣代

審査した議案

- 議案第11号 宝塚市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 宝塚市ふるさとまちづくり基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 宝塚市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 宝塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第37号 令和7年度宝塚市一般会計補正予算（第10号）
- 議案第38号 令和7年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第4号）
- 議案第39号 令和7年度宝塚市特別会計介護保険事業費補正予算（第5号）
- 議案第40号 令和7年度宝塚市特別会計国民健康保険診療施設費補正予算（第4号）
- 議案第41号 令和7年度宝塚市特別会計宝塚市営霊園事業費補正予算（第4号）

議案第15号

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する 条例の一部を改正する条例の制定について

■ 議案の概要

育児にかかる休暇制度を孫の育児についても対象とするほか、介護休暇の取得期間を拡大するなど、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。

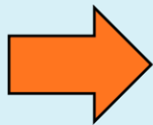
令和8年4月施行：休暇制度の改正ガイド～孫の育児と介護支援の拡充～



現行



出産補助
育児参加
子の看護等

対象は子まで



| 休暇名称 | 改正のポイント | 期間・日数（有給/無給） |
|--|----------|-----------------------------|
| 出産補助休暇  育児参加休暇  | 孫を対象に拡大 | 出産2日/ 育児5日（有給） |
| 子の看護等休暇  | 孫を対象に拡大 | 年5日 （子・孫2人以上は 10日・有給） |
| 介護休暇  | 期間を3年に拡大 | 通算3年以内（無給） |

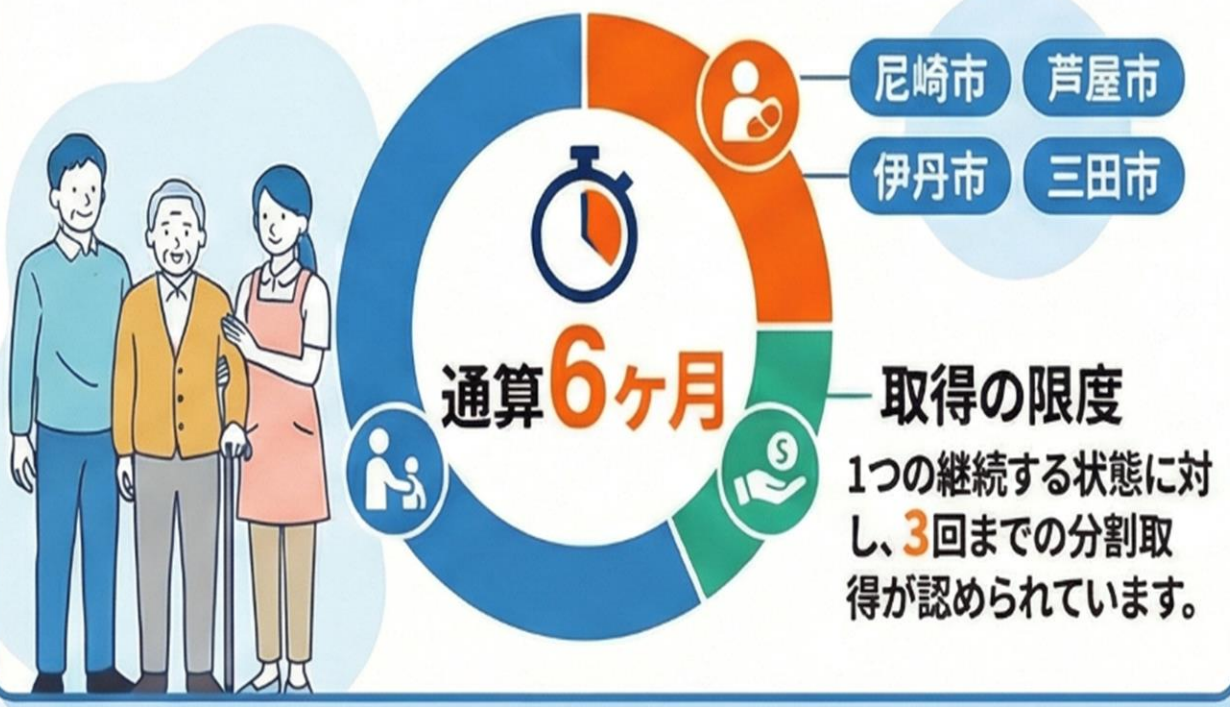
介護：6ヶ月まで

近隣市における介護休暇制度の比較

多くの市が「通算6ヶ月」を基準とする中で、西宮市や川西市のように独自の期間設定を持つ自治体との違いを浮き彫りにします。

4市共通の標準モデル

尼崎・芦屋・伊丹・三田は「6ヶ月・3回」で共通



西宮市の独自基準

西宮市は「最大1年間」の長期設定



他市の倍となる、1人あたり1年以内の休暇取得が可能です。

川西市の独自基準

川西市は「年度単位」で180日



状態ごとではなく、1年度(4月~3月)という枠組みで日数を管理します。

■ 論点①孫の育児にかかる休暇について

主な質疑

問1

孫までを対象とする自治体は全国的にも事例が少なく、阪神間では事例がない状況下で宝塚市が対象範囲を拡大するに至った経緯は。

答1

60歳以降も働くことが当然の社会となる中で、労働力として確保しておきたいこと、社会全体として育児に対してのフォローの要請が非常に大きくなっていることから、祖父母世代が育児をフォローできるよう制度を拡充し、子育て世代を支えていく形を作りたいと考えた。

問2

孫の育児にかかる休暇制度は、民間企業でもごく一部の大企業に限られ、自治体でも導入例が少ない。本市で先行して導入することで本市職員だけが、当該制度で休暇を取得できるとなると1つの特権に見えなくもないがその点をどう考えるのか。

答2

特権に見えるかどうかは、見る側の視点によるものなので、さまざまな見方があると考え。当該制度の導入には、積極的に社会として子育てを支援していこうというPR効果があり、マイナス面よりも、PR効果の方が大きいと考える。

■ 論点②介護休暇について

問1

近隣自治体の付与期間の状況を見ると、多くは6か月程度であり、西宮市でも1年を超えない範囲となっているが、宝塚市が3年とする根拠は

答1

介護は長期化しやすいことに加え、復職とのバランスも考慮した上で、現行の休職期間の上限3年との均衡を図った。

■ 審査結果

可決（全員一致）

※但し 本会議での採決では、
賛成多数にて可決となりました。

議案第17号

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

■ 議案の概要

市の財政状況を考慮し、特別職の職員の給料月額額の減額を継続するとともに、特別職の職員の給与に関する法律の改正に準じて、特別職の職員の期末手当に関する規定を改正するため、条例の一部を改正しようとするもの。

■ 論点① 市長給与の減額の妥当性について

主な質疑

問1

市長給与の50%減額をやめる目安はあるのか。

答1

基本的には財政見通しにおける今後10年間の累積収支の不足額が10億円を下回るというところを一つの目安としている。

※令和8年度の財政見通しにおいて、22.9億円の不足となっている。

問2

市長が就任してから1年経過したが、給与50%減額について市民の反応は。

答2

2月にコールセンターで受けた内容では、厳しい行財政改革や見直し、削減事業がある中で、市長の給与はどうかにかしないのかなどの意見が数件あった。ほとんどの方が市長の給与の減額について知らないことが分かった。もっと市民に周知する必要性を感じた。

■ 反対討論

厳しい財政下で市民に負担を強いる中、行革の覚悟を示すために給与減額を行う姿勢は評価するが、選挙において公約にされやすく、ダンピングが起きてくる土壌ができてしまい、その結果一定の資力のある人でないと市長になれない状況になってくる。市長としてよい仕事をして適正に決められた給与を受け取ってもらうことが一番正しい姿と考えているので、市長の極端な給与減額に関する議案に反対する。

■ 賛成討論

人事院勧告に基づく期末手当の引上げ部分もあり、人事院勧告に従うという点で反対できないと考えている。市長の給与50%減額には全面的に賛成ではないが、減額後の給与が54万8500円という金額も見る必要があり、その点も踏まえて市長が公約として掲げたものと考えている。市長は対話集会において、職員の給与を下げないということの覚悟をもっても示していた。今後は財政健全化の達成という大きな目標に向かい一丸となって市長の給与を戻せるよう頑張ってもらいたい。

■ 審查結果

可決（贊成多數）

議案第37号

令和7年度宝塚市一般会計補正予算（第10号）

■ 議案の概要

歳入歳出予算の総額を35億5,820万9千円増額



総額1,026億5,462万6千円に

歳入予算の主なもの

- 地方消費税交付金
- 地方交付税
- 国庫支出金
- 財産収入
- 繰入金
- 諸収入 など

歳出予算の主なもの

- 基金管理事業
- 企画調整事業
- 施設型等給付事業
- 新ごみ処理施設整備事業
- 予防接種事業
- 価格高騰重点支援給付金給付事業 など

主な質疑

問1

土地開発公社の保有土地の買戻しで、湯本町の土地を選定した理由は。

答1

土地開発公社の経営健全化を図るために、長期保有土地のうち、市が再取得する予定となっている土地を、財政状況を鑑みて、民間活用の暫定的な有効利用が図られている土地の中から、湯本町の土地を買い戻すことにした。

問2

統一的な基準による財務諸表作成業務委託が特名随意契約から一般競争入札に変更したことにより約190万円の減額となった。契約方法の見直しを全庁的に取り組むことは考えているか。

答2

基本的には、契約は入札が前提と考えており、特別な理由がある場合に、特名随意契約が認められるものと認識している。これは法令上の要請であり、各所管でも共通の認識であると考えている。

問3

昨年的人事院勧告の給与改定で職員の給与が増えた分に対して、今回の補正予算の普通交付税のうち給与改定費約2億9,700万円が補填されたということか。何%ほどの交付税が措置されたのか。

答3

今回の交付税の追加交付は、国税が上がったことで物価高騰や公務員の給与改定の部分が、再算定によって追加交付されたものと認識している。人件費の増が、直接的に何%後から補填されるということではないと考えている。

■ 審査結果

可決（全員一致）

その他の議案

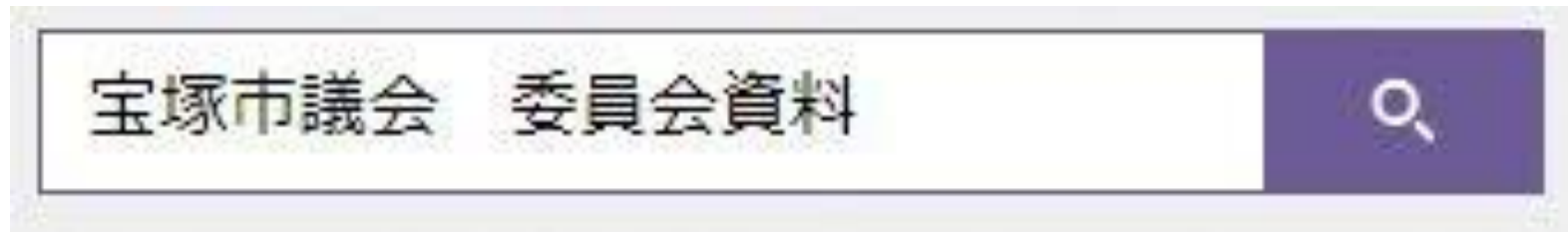
- 議案第11号** 宝塚市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号** 宝塚市ふるさとまちづくり基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号** 宝塚市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号** 宝塚市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第38号** 令和7年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費補正予算
(第4号)
- 議案第39号** 令和7年度宝塚市特別会計介護保険事業費補正予算
(第5号)
- 議案第40号** 令和7年度宝塚市特別会計国民健康保険診療施設費補正予算
(第4号)
- 議案第41号** 令和7年度宝塚市特別会計宝塚市営霊園事業費補正予算
(第4号)

■ 審査結果

可決（全員一致）

ご清聴ありがとうございました。

詳細資料は



宝塚市議会 委員会資料



で検索